

## 中国における日系企業の土壌環境への対応

株式会社住化分析センター

中国に生産拠点等を置く日系企業は、今後土壌環境への慎重な対応が必要である。

中国では2016年5月末に「土壌汚染防止行動計画」（略称「土十条」）が公布され、今後土壌汚染に対する規制が強化される。土壌汚染対策は、省エネ対策のようなコスト削減効果のある分野とは異なり、企業のコスト上昇に繋がりが積極的に取り組まれていないのが実情である。しかしながら、ひとたび、その対応を誤ると、社会的信用の失墜にもつながる。土壌汚染は、地中に汚染物質が存在するため、目視では把握できないことが多く、周辺からは汚染の存在が分かりにくい。必要な情報が公開されなければ汚染の状況や健康被害の程度は分からないままである。その為、土壌汚染は大気や水に比べて汚染が顕在化するまでに時間を要することが多く、法整備も遅れている。

「土十条」では企業責任を明確にし、汚染があった場合には修復の責任を問うとしている。これまでは企業に対して地元環境局等から土壌汚染調査の実施命令が発令されることは少なかったが、今後は企業の移転時等に土地使用権者に対して、土壌汚染調査命令の発令が増える可能性がある。土壌汚染が発覚すると修復が完了するまでに長い年月と想定外の費用が発生する。加えて中国での土地所有権は国家にあるため、いずれ土地を返還することになる。企業として「法律がない」「移転時に考える」といった対応では、汚染原因者でない土壌汚染や自然由来汚染、更には敷地外からの“もらい汚染”までの修復責任を負わされるおそれも高くなる。

今日の日本における土壌汚染の対応は、環境問題に起因した健康被害の防止という観点と言うよりも、土地の資産価値評価や土地流動化促進のための経済的な要素が多く含まれている。中国における土壌汚染の対応は、既に各地で健康被害も報告されており、まずは健康被害防止のための土壌・地下水汚染の修復、更には土壌・地下水保護という観点からの対応が急務である。このような背景の下、中国へ進出している日系企業としては、法制度が構築される前に、少しずつその対応のために準備を講ずるべきと考える。具体的には、

土地の使用履歴調査、「土地使用前」「操業中」「移転時」における土壌汚染の状況調査、敷地内の地下水モニタリング（敷地外への汚染物質流出及び敷地内への汚染物質流入の確認）、既に土壌汚染が確認されているのであれば、その修復、などが挙げられ、短期的及び中長期的な取組みが必要である。異国での備えと汚染責任の明確化、土壌汚染に対するリスクモニタリングにより、適切な土地管理を行うことで、計画的な生産活動が進められる。ひとたび法制度が強化された場合、まず日系企業などの外商投資企業への指導は厳しくなり、企業に対しての責任追及が多くなることが予想され、いち早い取組みが将来の事業撤退、事業移転を計画的に行えることに繋がる。土壌汚染の状況を自ら調べ、汚染が確認された場合は、その汚染機構を明確にし、適切な対策を計画的に実施すること

が賢明である。

また、土壤汚染の状況を確認する際は、当事者とは利害関係をもたない第三者が評価を行うことをお奨めする。住化分析センターは、日本国内最大手の総合分析・評価会社である。土壤環境の分野では、日本において20年以上培った実績を活かし、土壤環境専任の日本人及び中国人技術者を中国拠点に置き、積極的な事業展開を行っている。

既に中国政府機関や中国資本企業とも協力体制を構築し、土壤汚染の調査から修復までの一貫したソリューションを提供できる体制を整えた。日系企業のグローバルビジネス展開を支援するとともに中国土壤環境市場への挑戦を続けている。



(写真:土壤汚染調査(上海)での土壤サンプルの採取状況)

#### 問合せ先

株式会社住化分析センター 環境事業部(地盤環境グループ)

URL : <http://www.scas.co.jp/>

[東京] 東京都文京区本郷3丁目22-5 TEL : 03-5689-1213 / FAX : 03-5689-1221

[大阪] 大阪市中央区高麗橋4-6-17 TEL : 06-6202-1000 / FAX : 06-6202-0005